

総行デ第19号
令和7年3月31日

各都道府県情報セキュリティ担当部長 殿
各市区町村情報セキュリティ担当部長

総務省自治行政局住民制度課
デジタル基盤推進室長
(公印省略)

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
等の改定について (通知)

平素より、地方公共団体における情報セキュリティ対策の徹底について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省では、令和6年7月から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を開催し、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン等」という。)の改定について検討を重ね、この度、ガイドライン等を改定しましたので、通知します。

各地方公共団体において策定されている情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)は、地方公共団体において保有する情報資産を適切に管理し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃や人的な要因による個人情報の漏えい等から情報資産を守る上で重要なものとなります。その運用においては、策定したポリシーの内容が遵守されているか定期的に点検を行うとともに、今回のガイドライン等の改定を踏まえ、ポリシーの内容について適宜見直しを行っていただくようお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれては、貴都道府県内の一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1. 令和7年3月におけるガイドライン改定の概要について

別紙1をご参照ください。

2. 民間事業者への要請について

総務省では、別紙7のとおり、民間事業者に対しても、今回のガイドライン等の改定の内容を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施の上、地方公共団体に対してサービス・製品等の提案等を行っていただくよう要請しております。

<送付資料>

- ・別紙1 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について
- ・別紙2 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
- ・別紙3 「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」
- ・別紙4 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
別紙 マイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式について
※一部非公表の内容を含むため取扱いに留意すること（NDAを締結した事業者への共有は可）。
- ・別紙5 「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」
別紙 マイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式について
参考資料 「マイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式」監査項目
- ・別紙6 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（改定案）等に対する地方公共団体への意見照会の結果について
- ・別紙7 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定に伴うセキュリティ対策の徹底について（要請）
- ・参考資料「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（改定案）等に対する自治体意見照会の結果について

担 当：総務省自治行政局住民制度課
デジタル基盤推進室
堀島、田中、東島、宮菌、栗林
電 話：03-5253-5364（直通）
メール：lg-security@soumu.go.jp